

## 調布市障害者の意思疎通に関する条例（素案 v3）

第4回委員会（令和6年3月5日）	第2回委員会（令和5年12月19日）
<p><b>（施策の推進）</b></p> <p><b>第7条</b> 市は、障害者の意思疎通に関する次に掲げる施策を総合的かつ計画的に推進するものとする。</p> <p>2 市は、前項に規定する施策の推進にあたっては、意思疎通手段を必要とする障害者その他関係者の意見を聴くよう努めるものとする。</p> <p>3 市は、第1項に規定する施策等を調布市における障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第3項に基づく市町村障害者計画及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第88条第1項に規定する市町村障害福祉計画に位置付けるものとする。</p> <p><b>（意思疎通手段の普及啓発）</b></p> <p><b>第8条</b> 市は、障害特性に応じた多様な意思疎通手段に対する理解の促進及び普及のための啓発活動を行うよう努めるものとする。</p> <p><b>（意思疎通手段の選択の機会）</b></p> <p><b>第9条</b> 市は、障害者がある特性に応じて必要な意思疎通手段を選択し、及び利用しやすい環境の整備に努めるものとする。</p>	<p><b>（施策の推進）</b></p> <p><b>第7条</b> 市は、障害者の意思疎通に関する次に掲げる施策を総合的かつ計画的に推進するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・理解の促進・普及</li><li>・情報取得，共有</li><li>・意思疎通支援者の育成・確保</li><li>・意思疎通支援者の派遣</li><li>・就労・就学</li><li>・教育，医療，介護，保健福祉</li><li>・災害その他の非常事態</li><li>・その他市長が必要と認める施策</li></ul> <p>2 市は、前項に規定する施策の推進にあたっては、意思疎通手段を必要とする障害者その他関係者の意見を聴くよう努めるものとする。</p>

**(意思疎通支援者の養成及び確保)**

**第10条** 市は、障害特性に応じた多様な意思疎通手段を行う者の養成、専門性の向上及び確保に努めるものとする。

**(医療・介護・保険・福祉サービスにおける環境整備)**

**第11条** 市は、医療、介護、保健、福祉、教育、労働、交通、電気通信、放送、文化芸術、スポーツ、レクリエーションその他の障害者が自立した日常生活及び社会生活を営むために必要な分野において、必要な意思疎通手段を選択し、利用することができるよう、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

**(災害時における措置)**

**第12条** 市は、災害その他の非常事態において、障害特性に応じた意思疎通手段を必要とする者が必要な情報を迅速かつ的確に取得し、円滑に意思疎通を図ることができるよう、関係機関と連携して、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

### <修正のポイント>

- ・当初の素案で一つの条にまとめていた内容について、項目ごとに条を分割しています。
- ・「情報取得，共有」は第4条第2項で述べているため，第7条以降には位置付けていません。※手話言語条例と同様
- ・手話言語条例では「言語としての手話」に関する内容を位置づけ，「手話通訳」及び「意思疎通」に関する内容は，「障害者の意思疎通に関する条例」において位置付けるものとして本案では整理しています。
- ・（第11条）「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」の条文を参考に作成しています。

（参考）障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律（令和4年法律第50号）※抜粋

（障害者からの相談及び障害者に提供する情報）

第十四条 国及び地方公共団体は、障害者からの各種の相談に応ずるに当たっては、障害者がその必要とする情報を十分に取得し及び利用し並びに円滑に意思疎通を図ることができるよう配慮するものとする





<p><u>　　</u>，<u>もって</u> 共生社会の充実に寄与することを目的とする。</p>	<p><u>れ</u>，<u>全ての市民が豊かなコミュニケーションをとることができる</u> <u>共生社会の充実に寄与することを目的とする。</u></p>
<p><b>(定義)</b> <b>第2条</b> この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 障害者 身体障害、知的障害、精神障害 <u>(発達障害及び高次脳機能障害を含む。)</u> その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある者をいう。</p> <p>(2) 意思疎通手段 手話、要約筆記、筆談、代筆・代読、点字、音声、触手話、指文字、<u>指点字</u>、絵図、平易な表現、<u>情報機器</u> その他の障害者が意思疎通を図るために必要とする手段をいう。</p> <p>(3) 市民 市内に在住、在勤又は在学する者その他市内で活動する全ての者をいう。</p> <p>(4) 事業者 市内において事業活動を行う <u>個人、法人及び団体</u> をいう。</p>	<p><b>(定義)</b> <b>第2条</b> この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 障害者 身体障害、知的障害、精神障害 <u>　　</u> その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある者をいう。</p> <p>(2) 意思疎通手段 手話、要約筆記、筆談、代筆・代読、点字、音声、触手話、指文字、<u>　　</u> 絵図、平易な表現 <u>　　</u> その他の障害者が意思疎通を図るために必要とする手段をいう。</p> <p>(3) 市民 市内に在住、在勤又は在学する者その他市内で活動する全ての者をいう。</p> <p>(4) 事業者 市内において事業活動を行う <u>者</u> をいう。</p>
<p><b>(基本理念)</b> <b>第3条</b> 障害の特性に応じた多様な意思疎通支援手段に対する理解の促進及び普及は、以下の基本理念のもとに行わなければならない。</p> <p>(1) 障害特性に応じた意思疎通手段の選択の機会が確保される</p>	<p><b>(基本理念)</b> <b>第3条</b> 障害の特性に応じた多様な意思疎通支援手段に対する理解の促進及び普及は、以下の基本理念のもとに行わなければならない。</p> <p>(1) 障害特性に応じた意思疎通手段の選択の機会が確保される</p>

<p>ことは、障害者の基本的な権利として最大限尊重されなければならないこと。</p> <p>(2) 障害の特性に応じた多様な意思疎通手段は、障害の有無に関わらず相互に人格及び個性を尊重し合いながら共生する社会のために、意思疎通手段を必要とする者だけでなく、社会において広く理解されることが必要であること。</p> <p><u>(3) 意思疎通を図ることに支障がある障害者の社会参加のためには、生活のあらゆる場面で意思疎通手段を利用しやすい環境の整備が必要であること。</u></p>	<p>ことは、障害者の基本的な権利として最大限尊重されなければならないこと。</p> <p>(2) 障害の特性に応じた多様な意思疎通手段は、障害の有無に関わらず相互に人格及び個性を尊重し合いながら共生する社会のために、意思疎通手段を必要とする者だけでなく、社会において広く理解されることが必要であること。</p> <hr/> <hr/>
<p><b>(市の責務)</b></p> <p><b>第4条</b> 市は、国、東京都、市民、事業者その他の関係団体と連携を図り、障害の特性の応じた多様な意思疎通手段の理解促進及び普及に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、<u>多様な意思疎通手段の選択の機会が尊重されるとともに、それらの意思疎通手段を使用しやすい環境の整備を行う</u>するものとする。</p> <p><u>2 市は、障害者がその特性に応じて多様な意思疎通手段を活用することにより、市政に関する情報を取得し、及びその意見を表明することができるよう、必要な環境の整備を行うものとする。</u></p>	<p><b>(市の責務)</b></p> <p><b>第4条</b> 市は、国、東京都、市民、事業者その他の関係団体と連携を図り、障害の特性の応じた多様な意思疎通手段の理解促進及び普及に関する施策を総合的かつ計画的に推進 _____</p> <p>_____ するものとする。</p> <hr/> <hr/> <hr/>
<p><b>(市民の役割)</b></p> <p><b>第5条</b> 市民は、障害の特性に応じた多様な意思疎通手段に関する理解を深めるとともに、市が実施する意思疎通手段の利用の促進に関する施策に協力し、<u>共生社会の充実に寄与</u>するよう努めるものとする。</p>	<p><b>(市民の役割)</b></p> <p><b>第5条</b> 市民は、障害の特性に応じた多様な意思疎通手段に関する理解を深めるとともに、市が実施する意思疎通手段の利用の促進に関する施策に協力 _____ するよう努めるものとする。</p>

